

令和 7 年度第 1 回茅ヶ崎市地域福祉推進委員会会議録

議題	1 委員長、副委員長の選出について 2 茅ヶ崎市地域福祉推進委員会の運営について 3 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン 3」の素案（案）について 4 その他
日時	令和 7 年 7 月 2 9 日（火） 1 8 時 3 0 分から 2 0 時 3 0 分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 5
出席者氏名	（地域福祉推進委員会委員） 青木委員、石井委員、岡崎委員、尾上委員、金委員、栗原委員、 島村委員、杉寄委員、種部委員、豊田委員、野島委員、松戸委員、 山崎委員、横山昴委員、横山康洋委員 （欠席委員） 沼上委員 （事務局） 【福祉部】谷久保部長 【地域福祉課】瀧田課長、小野寺課長補佐、沼野井課長補佐、 下村課長補佐、木村主査 （その他の出席者） 茅ヶ崎市社会福祉協議会
会議資料	資料 1 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン 3」素案（案） 資料 2 スケジュール案
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 （公開した場合のみ）	なし

○瀧田課長 皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。今回は委嘱後初の会議となります。委嘱状につきましては机上配付させていただきました。皆様方におかれましては、これより3年間、茅ヶ崎市の地域福祉の推進のため、様々御審議いただくことになるかと思えます。改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

この委員会は茅ヶ崎市自治基本条例第10条第3号の規定により原則公開としております。本日傍聴者の方はいらっしゃいませんのでここに御報告いたします。

開催にあたりまして、今回初の顔合わせとなりますので、1人ずつ簡単な自己紹介をお願いいたします。なお、本委員会ではA I 議事録を導入しており、皆様の卓上には専用のマイクを設置させていただいております。お話いただく際には、ボタンを押していただき、赤いランプがつかましたら御発言くださるようお願いいたします。それでは野島委員から順にお願いいたします。

○野島委員 野島と申します。公募の市民です。こうした委員会は初めての経験です。民間企業で40数年、その後、福祉関係の仕事も少ししていました。ボランティア関係でもいろいろな活動をしており、少しでも御助言ができるかなというような自負のもと応募しました。

○石井委員 前回に引き続き、民生委員の代表として来ています。南湖地区を担当しております。

○青木委員 障害者施設連絡会から来た青木と申します。前任の森に代わって初めて参りました。

○種部委員 茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会から来た種部と申します。前任の小野田会長に代わって今年度から参加をさせていただきます。介護事業所の立場から、いろいろなお話をさせていただければと思っております。

○横山康洋委員 社会福祉協議会の横山と申します。今年の3月までは、市役所の地域福祉課に交流職員として来ていて、市役所分庁舎1階の成年後見支援センターの立ち上げをやったり、成年後見制度利用のための相談を受けたりしておりました。この4月からは社会福祉協議会に戻っております。

「ちがさきの地域福祉プラン」は、市の地域福祉計画と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画を合わせたプランになりますので、社協の立場も入れながら、本委員会でやっていきたいと思えます。

○杉寄委員 茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会の杉寄と申します。昨年から引き続き担当しております。湘南地区社会福祉協議会の会長をしておりまして、現場の声をじかにお届けできればと思っております。

○岡崎委員 茅ヶ崎市まちづくり協議会連絡会の代表として参加しています。前年に引き続き、今年で2年目になります。南湖地区の上町自治会の会長をやっております。

○金委員 茅ヶ崎医師会の代表で参りましたライフクリニックの金國鐘と申します。茅ヶ崎で開業して21年が過ぎました。こうした会議は初めてで、戸惑うことが多いかと思いますが、皆さんの御指導で務めさせていただければと思っております。

○松戸委員 商工会議所の松戸と申します。今回で3期目になるかと思えます。引き続きよろしくお願いいたします。

○栗原委員 茅ヶ崎市地域作業所連絡会から参りました栗原と申します。前任の鈴木から、大変勉強

になる会議だと伺って参りましたので、とても楽しみにしております。

○山崎委員 茅ヶ崎市内の地域包括支援センターの代表で参りました山崎と申します。私自身は湘北地区の地域包括支援センターあかねの管理責任者をさせていただいております。

○豊田委員 聖徳大学の社会福祉学科で教授をしております豊田と申します。この会議にはもう長いこと関わらせていただいております。非常に活発な議論がいつもなされており、私自身もいろいろと勉強させていただいております。今回も皆さんと一緒に、議論ができるということでは、大変心強く、また自分のためにも勉強になると思っています。

○島村委員 島村でございます。名簿では地域福祉活動計画推進委員会の委員長となっておりますが、これは社会福祉協議会の活動計画の会議のことです。もともと私は、現場で介護福祉士を約50年しております、その関係で、こちらの会議に参加することになりました。

○尾上委員 茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議の代表として参っております。尾上美子と申します。本業は司法書士で、茅ヶ崎市内に事務所を構えて業務を行っております。平成19年頃から成年後見業務事務で後見人として活動をしておりまして、これまで延べでいうと50名から60名ぐらいの方に関わらせていただいて支援しております。認知症の高齢者の方から、知的障がいの方、精神障がいの方など、いろいろな方に携わる中、この会議で、現場で活動されている皆様の御意見を伺うことが非常に参考になっております。よろしくお願いいたします。

○瀧田課長 ありがとうございます。なお、横山昂委員、沼上純子委員におかれましては、遅参する旨、伺っております。半数以上の委員に御出席いただいておりますので、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第5条により、会議が成立しておりますことを御報告させていただきます。続きまして、福祉部長の谷久保より御挨拶いたします。

○谷久保部長 福祉部長の谷久保でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、このたびは茅ヶ崎市地域福祉推進委員会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。皆様が御存知のように、現在、地域社会におきましては、世帯構成の変化や、人とのつながりの希薄化などにより、生活課題を抱える世帯が大変多くなっているところでございます。そうした中、地域福祉の推進というのは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために重要な取組みであると考えております。皆様におかれましては、これからの地域福祉の推進にお力添えいただきたく、3年間どうぞお願い申し上げまして、簡単でございますけれども御挨拶に代えさせていただきます。

○瀧田課長 次に本日出席の事務局職員の紹介をさせていただきます。初めに地域福祉課の下村課長補佐でございます。同じく地域福祉課の木村主査でございます。同じく地域福祉課の小野寺課長補佐でございます。同じく地域福祉課の沼野井課長補佐でございます。社会福祉協議会から交流職員として現在地域福祉課の方に来ております長谷川次長補佐でございます。

次に社会福祉協議会の職員を紹介いたします。原田担当主査でございます。同じく社会福祉協議会の栢沼でございます。紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【議題1 委員長、副委員長の選出について】

○瀧田課長 これより議題に入ります。議題1は委員長、副委員長の選出でございます。茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第5条により、委員会の議長は委員長になるものと定められておりますが、今回は改正後の初めての会議になりますので、まだ正副委員長が決定しておりません。決定するまでの間私が仮議長を務めさせていただきますので御了承ください。

早速ではございますが、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第4条では、委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定めると規定されております。まず会長につきまして、どなたかお考えのある方は挙手をして発言をお願いいたします。

○島村委員 私から御推薦申し上げたいと思います。豊田委員が適任と考えます。この委員会の初期の頃から委員長を務めていただいております、この流れもよく分かっておられますし、前回から引き続き計画改定作業にも関わっておりますので、やはり審議の継続性という観点からも、前回委員長でいらした豊田委員に引き続きお願いするのがよいと考えますがいかがでしょうか。

(異議なし)

○瀧田課長 ありがとうございます。豊田委員という御意見を頂きまして、皆様から異議なしとの御発言を頂きました。豊田委員いかがでしょうか。

○豊田委員長 それでは謹んでお受けしたいと思います。皆さんよろしくお願いいたします。

○瀧田課長 ありがとうございます。それでは委員長は豊田委員をお願いいたします。続いて副委員長について、皆様から何か御意見はございますでしょうか。

○横山康洋委員 市社協の横山です。先ほどの挨拶でも申し上げましたが、本委員会で審議する地域福祉プランは、茅ヶ崎市の地域福祉計画、そして私ども市社協の地域福祉活動計画を一体的に策定している計画ですので、地域福祉活動計画推進委員会の委員となっている島村委員に、引き続き副委員長になっていただき、両委員会のバランスを取っていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○瀧田課長 副委員長に島村委員をとという御意見を頂きまして、皆様から異議なしというお声も聞かれました。島村委員いかがでしょうか。

○島村委員 承知いたします。

○瀧田課長 それでは副委員長は島村委員をお願いいたします。ここで豊田委員長と島村副委員長より御挨拶をお願いいたします。まず、豊田委員長よろしくお願いいたします。

○豊田委員長 改めて皆さんこんばんは。皆さんも御存知かと思いますが、この委員会では現在、地域福祉プランの改定作業を進めております。これから最終段階の審議に入っていくと思いますが、今回新しい方にもお入りいただきまして、また、いろいろな御意見が聞かれるのではないかと考えております。忌憚のない御意見を伺いながら、皆さんと一緒に審議ができればと考えておりますので、御

協力よろしく願いいたします。

○島村委員 ただ今副委員長を仰せつかりました島村でございます。私は市社協の活動計画推進委員会にも関わっておりますので、そちらの意見も御紹介しながら両委員会の橋渡し役的な役割を努めたいと思っております。

○瀧田課長 ありがとうございます。委員長副委員長が決まりましたので、これ以降の会議の進行は委員会規則第5条に基づき豊田委員長をお願いいたします。

○豊田委員長 それでは引き続き、議題に入って参ります。議題2の茅ヶ崎市地域福祉推進委員会の運営についてということで、事務局の方から説明よろしく願いいたします。

【議題2 茅ヶ崎市地域福祉推進委員会の運営について】

○下村課長補佐 改めまして地域福祉課の下村と申します。議題2 茅ヶ崎市地域福祉推進委員会の運営について説明をさせていただきます。今回は委嘱後1回目の会議になりますので、ここで改めて茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づき、会議録の形式についてお諮りをしたいと思います。

本市では、審議会等の会議の経過を明らかにするため、会議録を作成し、会議資料とともに公表することとしています。会議録の内容については公表前に委員の皆様にご確認いただきますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

また、会議録の形式については、附属機関が決定するものとされております。これまでの地域福祉推進委員会の会議につきましては、発言の内容を記載し、発言者の名前を、〇〇委員長、〇〇委員、〇〇課長というかたちで記載するものとしております。内容については、一言一句書き起こす全文起こしではなく、重複した内容は整理するなど、ある程度要約した内容で記載しております。特段御意見がなければ、これまでと同様の会議録の形式にしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○豊田委員長 これにつきまして何か御意見がございますか。特段ないようなので、事務局案のと通りの形式とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【議題3 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の素案（案）について】

○豊田委員長 それでは続きまして議題3 みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3の素案（案）についてということで、事務局の方から説明よろしく願いいたします。

○下村課長補佐 まずは前方のスクリーンに表示しているスライドをもとに説明させていただきます。本日は、今回初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン」の概要について確認させていただきたいと思います。

いまこちらに表示されているのが、「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン2」の冊子でございます。地域福祉という言葉がありますが、これはすごく簡単に言うと、そこで生活しているすべての人が幸せを感じて暮らすための取組みと言えるのではないかと思います。「みんながつな

がるちがさきの地域福祉プラン」は、この茅ヶ崎でみんなが助け合い、支え合いながら安心して暮らせる地域を目指す、そういった計画でございます。

この地域福祉プランは、茅ヶ崎市の地域福祉計画と茅ヶ崎市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定した計画でございます。地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、市町村が策定する計画でございます。一方、地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する民間の活動行動計画、という位置付けでございます。地域福祉計画と地域福祉活動計画はともに地域福祉を推進していくための計画であり、方向性を共有して、相互の役割などを確認しながら、協働で取組みを進めることで、実効性を高めることが期待できることから、平成27年度から、それまで別々に策定していた両計画を一体化して、「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン」としております。

また、皆様に御参画いただいているこの地域福祉推進委員会は、茅ヶ崎市附属機関設置条例により、茅ヶ崎市地域福祉計画の策定及び変更などに関して、調査審議することを目的として設置された委員会でございます。令和3年度からスタートしている現在の地域福祉プラン2が、令和7年度で5年間の計画期間を終了するため、昨年度の7月に計画策定について市長より諮問を行い、現在、今年の10月の答申に向けて、審議を進めていただいているところでございます。

ちなみに、地域福祉活動計画については、計画推進のための会議体として、地域福祉活動計画推進委員会という委員会が設置されておりまして、地域福祉プラン3の策定に関しては、そちらの委員会でも並行して御意見を頂いております。場合によっては、今後、地域福祉推進委員会との合同開催というかたちで御審議いただくこともありますので、御承知おきいただければと思います。

ここで、これまでの地域福祉推進委員会の経過について簡単に説明をさせていただきます。

昨年度の7月に計画策定の諮問をさせていただき、第1回、第2回の会議では、主に現計画であるプラン2の振り返りと、今後の方向性について御審議いただきました。

その後、市民アンケートや、市内13地区での意見交換会を実施しまして、第3回、第4回では計画の大まかな骨組みとなります骨子案について御審議いただきました。

本日は令和7年度の第1回の会議ということで、ここで初めて全体の内容を冊子にまとめた計画の素案の案をお示しする運びとなっております。

素案の説明に入る前に、最後に地域福祉プランと市の上位計画である茅ヶ崎市総合計画や、その他の計画との関係について説明をさせていただきます。

総合計画は市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、本市においては茅ヶ崎市自治基本条例の第18条を根拠として、策定しております。計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間でございます。

総合計画では、市の目指す姿である将来の都市像を「笑顔と活力にあふれ、みんなで未来を創るまち茅ヶ崎」として、この将来都市像を実現するため、政策の基本的な方向となる8つの政策目標を定

めています。自治基本条例では、「行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、または改定されなければならない」という規定があり、本市の福祉分野の上位計画である地域福祉計画も、総合計画と整合を図って改定を行うものとなります。

総合計画の8つの政策目標の中には、「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」という項目があり、地域福祉プランと特に関わりが深い政策目標となっています。

続いて、地域福祉計画とその他計画との関係についてでございます。地域福祉計画は、総合計画で掲げる「共に見守り支え合うまちづくり」に向け、本市の福祉の分野別計画が共通して取り組むべき事項を示した福祉分野の上位計画となります。福祉分野が目指す基本的な方向性を示すという意味で、かなり理念的な計画になっているというのが、一つの特徴と言えるかもしれません。

では、続いて資料1に基づき、素案の説明をさせていただきます。まず、1枚めくっていただきまして、最初のページ右側「地域福祉とは」というところでは、えぼし麻呂とミーナの会話形式で、地域福祉がどういうものなのかという説明を入れています。続いて1枚めくって目次がございます。構成については、前回会議でお示しした計画骨子から、一部変更をさせていただいております。骨子の段階では、第2部の「計画の展開」の中の「基本目標3 支え合う」に関する取組みとして、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の三つを位置づける予定でした。しかし、そうすると基本目標1、2と比べ、基本目標3についての文章量がだいぶ多くなってしまい、非常にバランスが悪くなってしまうため、新たに「地域福祉プランを補完する3つの計画」という項目を項番4として設け、3つの計画についてはそこで説明をするというかたちにしております。

続いて2ページ目、「計画策定の趣旨」というところでございます。ここでは、これまでの地域福祉プラン2の取組みを基盤に、地域共生社会の実現を目指すという趣旨を記載しております。

続いて3ページ目、「計画の位置付け・構成」でございます。この計画は、地域共生社会の実現を目指すという、かなり大きな方向性を示すもので、本市の福祉分野の上位計画として位置づけています。子ども、高齢者という分野別の計画もございますが、この計画は、属性や世代を限定することなく、全体として地域共生社会の実現を目指すことを示す理念的な計画です。そして、地域共生社会の実現を補完するために、地域福祉プランの中に、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画を包含して、総合的に地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていくとするものでございます。

続いて4ページ目、こちらでは、簡単ではありますが、今申し上げた地域福祉プランに包含する3つの計画について説明をさせていただいております。

続く5ページ目では、計画期間を書かせていただいております。令和8年度から令和12年度までの5か年がこの地域福祉プラン3、次期計画の計画期間でございます。

6ページ目は「計画における地域のとらえ方」というところでございます。地域というのは茅ヶ崎市のおおむね市域という広い範囲、地区というのは、茅ヶ崎市に関しては13地区に分けております

ので、そこを地区と表現しております。

続きまして、第1部「これまでやってきたこと」でございます。8ページでは、前計画期間における主な社会変化、法改正等を記載させていただいております。多様化、複雑化する生活課題ということで、ライフスタイルなどが多様化するにつれ、生活課題についても多様化・複雑化しているところがあります。また、地域共生社会の実現に向けた国の動向を記載していますが、こちらについては、バックデータ等と照合しながら、表現等、精査していきたいと考えております。10ページ以降では、福祉分野の取組みが関連する人口等の基礎データを掲載しております。人口としては2025年をピークに減少していくということであったり、年齢3区分人口構成、人口構成比の推移というところでは、65歳以上の方は増加傾向、それ以外の部分は減少傾向です。世帯数と世帯当たりの人員の推移では、一人世帯、高齢単身世帯の割合が非常に増加していることが見て取れます。こういったところが、地域福祉の推進に関連する部分かなと掲載をさせていただいております。

続きまして14ページ以降は、「地域福祉に関する市民の意識」ということで、「茅ヶ崎市市民意識調査」や「地域福祉推進のためのアンケート調査」の結果を記載しております。「地域福祉推進のためのアンケート調査」は、昨年10月から11月にかけて実施した市民アンケートで、そのアンケート結果から見えた課題についてまとめさせていただいております。17ページに記載しているのは、先ほどのスライドでも少し説明させていただいた意見交換会でございます。昨年の11月から今年の3月にかけて、直接地域の方とお話する機会を作りました。その意見交換会から見られた市民ニーズについて、18ページ以降に記載しております。例えば、「基本目標1 つながる」に関連する市民ニーズとしては、居場所の必要性ですとか、交流・相互理解の促進、挨拶が大事とか、そういったことが皆さんから意見として出てきたところでございます。

続きまして21ページ「前計画の振り返り」でございます。ここでは、プラン2で取組みの方向性として位置づけた項目ごとに、これまでの取組みを振り返り、プラン3への引き継ぎ事項をまとめています。「基本目標1 つながる」については、計画策定時には指標を設定していなかったのですが、計画策定後に設定した指標の結果を記載させていただいております。居場所づくりというところで、サロンの新規設置数を示しています。「基本目標1 つながる」の引継ぎ事項としては、多様性の理解促進、継続的なつながりの構築、つながる間口を拡げるというところを挙げています。「基本目標2 活動する」の引継ぎ事項としては、多様な方法で情報発信をすること、参加してみたいと思えるような活動機会を増やすこと、などを挙げています。「基本目標3 支え合う」の引継ぎ事項としては、体制づくりと連携強化、その人、その世帯を中心とした支援に取り組むこと、支援につながりにくい人たち、なかなかその支援につながらない人たちがおりますので、そういった方たちに対しても、支援に取り組んでいくといったことを挙げました。

続きまして第2部「これからみんなで取り組むこと」でございます。28ページでは、計画の基本的な考え方として基本理念・基本目標、計画の体系を掲載しております。基本理念と基本目標については、地域共生社会の実現を目指していくということで、地域福祉計画プラン2から継承しており

ます。計画の体系としては、基本理念の実現に向けた三つの基本目標、基本目標の達成に向けた取組みの方向性、そして、それに紐づく主な取組みというものを、一覧として体系的に示しています。

次30ページ「計画の展開」でございます。「計画の展開」では、基本目標ごとに「基本目標の達成度を確認する指標」、「現状と課題」、「目指すべき姿」、「取組みの方向性」、「主な取組み」、「各主体に期待される役割や取組み」を記載しています。現行の地域福祉プラン2では、「現状・課題」と「目指すべき姿」をイラストで表現していますが、今回は文章で表現している部分があります。

「基本目標1 つながる」では、「基本目標の達成度を確認する指標」を、市民アンケートの項目としています。「『近所で気軽に顔を出せる場所がある』市民の割合」の現状値が、令和6年度の市民アンケートの結果として33.1%、これが増加するような取組みを進めていければというところでございます。「つながる」という基本目標を達成するための「取組みの方向性」としては、「多様性の理解促進」、「出会い・つながりづくり」、「つながりの継続」というのを書かせていただいております。その取組みの方向性に合わせた「主な取組み」として、①から④までを記載させていただいております。

続いて33ページ「基本目標2 活動する」でございます。「基本目標の達成度を確認する指標」としては、基本目標1と同様に市民アンケートの項目を引っ張ってきております。「『ボランティア活動に参加している』市民の割合」を指標にすることを考えております。「基本目標2 活動する」の「取組みの方向性」は、「地域活動の活性化につながる情報発信」と「地域とつながる人を増やす多様な参加の機会づくり」で、「主な取組み」としては3項目を掲げています。

続いて36ページ「基本目標3 支え合う」でございます。「基本目標の達成度を確認する指標」としては、市民意識調査の項目を選んでおります。「『ともに見守り支え合う地域の体制』について、『満足またはまあ満足』と答えた市民の割合」が、指標になるのではないかと考えております。

「基本目標3 支え合う」の「取組みの方向性」としては、「本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実」、「地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化」、「地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり」の3つを掲げております。「主な取組み」としては、①から④を挙げておりまして、③の「本人らしい暮らしを支える体制づくり」というのは地域福祉プランに包含する三つの計画のうちの一つ、「成年後見制度利用促進基本計画」のことを指しております。また、④「福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり」というのは、これも地域福祉プランに包含する計画の一つである「再犯防止推進計画」のことを指しております。

続いて39ページ、「計画の推進に向けて」というところです。計画の推進体制としては、本委員会と、市社協で設置していただいている地域福祉活動計画推進委員会にて、計画の進捗状況を把握、検証していきたいと考えております。進捗管理と評価方法については、次期計画の策定時に、地域福祉推進のためのアンケート調査や、市民意識調査の結果を活用して、本計画で掲げる三つの基本目標の達成度を評価したいと考えております。指標の検討にあたっては、居場所の数や活動の量など、定

量的な指標を設定することも検討したのですが、すべての居場所を特定したり、すべての活動の量を把握することは非常に困難であるため、定性的な評価として、アンケート項目を活用するのがよいのではないかと考えました。取組みを推進していくことで、数値が増加していく、そういったところを目指していきたいと考えているところでございます。

続きまして40ページ、「地域福祉プランを補完する3つの計画」ということで、ここに掲載をさせていただきます。

まず1番目、「第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画」でございます。地域共生社会の実現に向けて、今、包括的な支援体制の構築が求められております。その包括的な支援体制を構築するために、どのように取り組んでいくのかというところが、この重層的支援体制整備事業実施計画でございます。「主な取組み」として5項目を挙げておりまして、これらを一体的に取り組んでいくというのが重層的支援体制整備事業実施計画でございます。ここはなかなか分かりづらい部分ですので、冒頭の「地域福祉とは」というページと同様に「教えて！えぼし麻呂」として、重層的支援体制整備事業実施計画って何？ というのを、簡単に分かりやすいように表現させていただいております。取組みを一体的に進めて、地域で暮らす人を地域で丸ごと支える包括的な支援体制づくりを進める、そういった計画が重層的支援体制整備事業実施計画でございます。こちらは個別の計画でもありますので、計画に必要な要素を42ページ、43ページに細かく書かせていただいております。

続きまして44ページ、「第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」でございます。「基本目標3 支え合う」の主な取組みとして「本人らしい暮らしを支える体制づくり」があり、こちらを推進するための計画として記載しております。主な取組みとして4項目を挙げてございます。特に、御本人の意思決定支援・権利擁護を支えていくという、大切な取組みを進めていく計画かなと考えております。この成年後見制度利用促進計画は、制度の利用促進に向けた計画という意味合いもあり、成年後見制度利用促進会議においても御意見を頂いております。成年後見制度利用促進会議からは、御本人の権利擁護を主眼におくように文章を修正してほしいですとか、語句のばらつきを整理したほうがよいとか、御意見を頂いておりますので、次回皆さんにお示しするまでに、修正をかけていきたいと考えております。また、成年後見制度利用促進基本計画についても、少し分かりやすい説明をということで、「教えて！えぼし麻呂」のページを用意させていただいております。

続きまして47ページ、「第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」でございます。こちら「基本目標3 支え合う」の主な取組みである「福祉的な関わりで地域社会の暮らしを支える体制づくり」を推進する計画でございます。主な取組みとしては、「関係機関・団体の支援、連携の推進」などを書かせていただいております。再犯防止推進計画については、保護司さんの御意見も伺っておりまして、保護司さんの役割ですとか、社会を明るくする運動などの取組みを周知してもらいたいというような御意見を頂いているところでございます。再犯防止推進計画については、これまでも皆様に御審議いただいております。その中で再犯防止推進計画がなぜ地域福祉計画に入るんだろうという議論がありました。そこで、そのあたりを少し分かりやすく表現できるように、ここでも「教えて！えぼし麻呂」

呂」のページを設けて説明をさせていただきました。

以降は資料編が続いております。社会福祉法ですとか、計画策定の体制及び経緯、その他、まだできていませんが用語集といったものを用意して素案に仕上げていきたいと考えております。

○豊田委員長 ありがとうございます。これまでの議論の内容を踏まえて、素案というかたちでお出しいただいたところです。今日、初めての方もいらっしゃると思いますが、説明を聞きながら御目通しいただいたのではないかと思います。率直な御意見をいろいろ頂けるとありがたいです。少し長いので、一括して質疑というのも難しいと思うので、項目ごとに区切りたいと思います。まず、冒頭から「はじめに」までについて、御質問、御意見があれば伺いたいと思います。

○杉寄委員 2ページ目の5行目に「地域住民や多様な主体」という表現があります。我々のような関係する人には分かると思いますが、市民の方が読んだときに「多様な主体とは何か」という疑問が生じられるので、できれば用語集に、福祉の団体などいろいろな団体があると思いますので、そういう言葉を入れて、意味を説明していただきたいと思います。

○豊田委員長 ありがとうございます。もっともな御意見だと思います。ぜひ加えてよいのではないかと思います、事務局いかがでしょうか。

○下村課長補佐 はい。ありがとうございます。

○豊田委員長 他にはいかがでしょうか。

○尾上委員 最初の「地域福祉とは」というページの一番下のくくりの2段落目に「そうした地域に暮らす一人一人が、住み慣れた家や地域で自分らしく幸せに暮らすには」とあるのですが、地域で暮らす人というのは様々で、そこに長く住んでいる人もいれば、新しくその地域に入ってくる人もいますので、新しく入ってきた人も安心して暮らせるというイメージで言うと、「住み慣れた家や地域」と書くと、ずっと住んでいる人だけが対象のように感じてしまうので、そういった限定がされないような表現に変えたほうがよいかと思いました。

○豊田委員長 確かにそういう視点は必要ですね。新しい方が入ってきて、そこで生活を始めるということでは、もしかしたら再犯のことも関係してくるかと思いますので、ここも少し書き方を工夫ただけますでしょうか。他によろしければ、次にいきたいと思います。第1部についてはいかがでしょうか。

○杉寄委員 8ページ、9ページには、こども基本法や孤独・孤立対策推進法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、生活困窮者自立支援法など、国の法制度についての記述があります。地域福祉プラン3を策定するにあたって、法律との兼ね合いで見直しが必要な点などがあるのか、事務局に伺いたいです。

○下村課長補佐 全体として地域共生社会を目指していこうという大きな流れがあって、こういった法改正がなされています。この地域福祉プランの中では、子どもの分野であったり、生活困窮の分野であったり、孤独・孤立であったり、女性の支援といったところも含めて、地域共生社会の実現を目指していきますので、その前提としての国の動向を記載させていただいております。

○杉寄委員 はい、分かりました。

○豊田委員長 法制度がこれからどう変わるか、方向性としてはまだいろいろあるかと思います。生活困窮者自立支援法などには、いろいろな制度が入っています。これらの関連性とか、これらをどのように組み合わせていくかということに関しては、まだまだ非常に大きな問題があるんですね。相談と、いろいろな制度を組み合わせてやっていくというところでは、生活保護制度との関連もありますので、今後このあたりは本当にどうなってくるか、我々がこれを進めていく段階でも多分いろいろな動きがあるのではないかと思います。皆さんからは、地域でどのような問題があるのかを伺いながら、例えば茅ヶ崎では、どのようにとらえるかということを考えていければいいかなと思います。今杉寄委員のお話にもありましたが、国の動きについては、我々の身近な生活でどのように使われるかというところを、これから皆さんと一緒に考えていければいいかなと思っています。他はいかがでしょうか。

○石井委員 18ページ、19ページの計画策定にかかる意見交換会のまとめのページですが、見やすくするつもりで白抜きにしたり、形を変えたようですが、逆にすごく読みづらくなっていると思います。字がはっきり見えるように、もう少し考えていただきたいと思います。

○豊田委員長 これはカラーで印刷するのでしょうか。

○下村課長補佐 基本的にはカラーで印刷したいと思っていますが、確かにカラーにしても見づらいいかなというところもあります。文字の大きさなども含め、そこは工夫をして、見やすく、分かりやすく調整していきたいと思っています。

○豊田委員長 記載しているキーワードも、小さい文字で5行くらい書いてあるものもあれば、文字数が少なく、大きな文字で3行くらいのもものもあります。例えば、文字の大きさを合わせるとか、3行以内でまとめるとか、調整したほうがよいと思いますので、そこはまた工夫をお願いします。他によろしければ、第2部についてはいかがでしょうか。

○杉寄委員 30ページの「基本目標1 つながる」の見出しの横に「地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う…」と書いてありますが、「尊重し合う」のところを「認め合う」としたほうが、よいのではないのでしょうか。「認め合う」という言葉には、お互いを尊重し合って、それを受け入れるという意味合いもありますし、「認め合う」というのは教育の現場などでも一般的に使われている言葉なので、その方が分かりやすいのではないかと思います。

○豊田委員長 確かに「尊重し合う」というのは、何となく固い感じがしますね。皆さんに分かりやすくという点では、「認め合う」というのはよい言葉だと思いますが、皆さんいかがでしょうか。ではそのようなかたちで書き換えをお願いしたいと思います。

○種部委員 「基本目標1 つながる」について、第1部の15ページからの地域福祉推進のためのアンケート調査の課題として、居場所の不足や、情報の伝達力・理解度の不足などが挙げられています。地域ケアの会議等では、居場所への移動手段がなくて集まらないというお話をよく伺うのですが、この計画の目標として、つながる場所を増やすとともに、そこに行けるための手段を増やすとい

ったような項目を入れることは検討されていますでしょうか。

○下村課長補佐 移動手段の課題については、確かに地域の方からもよく聞くところでございます。地域福祉プランに、具体的な移動手段を位置付けるのは、なかなか難しいところがありますが、18ページからの意見交換会のまとめでも、キーワードとしてアクセス手段の課題が挙げられており、そうした課題も認識しながら、「多様な居場所づくり」や「つながり続ける工夫」、「出会いが生まれるきっかけづくり」といったところに、具体的な取組みを落とし込んでいったときに、そういったことができるといいのかなと思います。

○豊田委員長 例えば、障がいや高齢の分野の計画などでは、移動のことが出てきたりするのでしょうか。移動の課題に限らず、市としていろいろな計画がある中で、既存の取組みと協働してできることもあると思うので、可能性を探るみたいなことで、他の分野のものをうまく利用するようなことも考えてよいのかなと思いました。

○島村委員 移動の話でいうと、茅ヶ崎市全体の地域としての移動と、各地区内での移動ということでは、移動の距離とかそうしたものがかなり違うと思います。地域での移動に関しては、市社協のハンディキャブという事業もあるので、場合によってはどこかに入れ込んでもいいのかなという気がします。ここでの「多様な居場所づくり」というのは、ある程度地区を限定したものだと思いますので、居場所づくりを検討するにあたって、移動手段の課題も踏まえたうえで考えていくということでは、よいのかなと思います。茅ヶ崎市内では分かりませんが、老人ホームの空いているハンディキャブを地域のために利用するというような事例もあるので、そうしたことの紹介も、考えていってもよいかなと思います。

○豊田委員長 歩いて行ける身近な場所というのが、地域の居場所の基本なのではないかと思います。シニアカーなどもありますが、使う側に抵抗があったり、場所をとったり、難しいところがあるようです。ただ、居場所が何のためにあって、そこで何をするのかとか、居場所の価値というのは、やはり行かないと分からない部分があるので、アクセス手段の問題も少し含めて、表記の仕方を少し考えていただけるとよいかなと思います。他にはいかがでしょうか。

○岡崎委員 確認ですが、第1部の「前計画の振り返り」の中で「引継ぎ事項」とした項目と、第2部の「計画の展開」の中で「主な取組み」とした項目との関連が、はっきり見えないような気がするのですが、いかがでしょうか。

○下村課長補佐 正直、「引継ぎ事項」と「主な取組み」のリンクが、ちょっとうまくいってないところがあるとは認識しております。例えば「基本目標1 つながる」では、「引継ぎ事項」として、多様性の理解促進、継続的なつながりの構築、つながる間口を広げる、という項目を挙げていて、多様性の理解促進と継続的なつながりの構築については、「取組みの方向性」として「多様性の理解促進」「つながりの構築」に引き継いでいますが、つながる間口を広げるについては、その前段として、まず出会いの場が必要だよねということで、「出会い・つながりづくり」という表現にさせていただいております。そのあたりのリンクが分かりにくい部分はあるかもしれません。

○岡崎委員 今説明を聞くと分かるのですが、引継ぎ事項をこのように反映しましたよというの分かるような表現だとよいと思います。

○下村課長補佐 これまでの取組みや、市民の皆さんから頂いた意見を、どれだけ新しい計画に反映しているかをうまく表現していきたいと思いますので、そこは引き続き、調整させていただければと思います。

○豊田委員長 ここは言葉を少し足したほうよいかもしれません。先ほど杉寄さんから「尊重し合う」というところを「認め合う」に言い換えたかどうかという意見がありましたが、「つながる間口を広げる」ということに関しては、お互いまず認め合わない、その間口というのは広がらないと思います。そうした言葉を入れることによって、多分、新たな「つながり」が生まれてくる。どういう言葉がよいのかは分かりませんが、今までの課題としてキーワードになるところを拾い上げて、取組みの方向性につなげていけるといいかなと思います。もちろん、今それをやったださっていると思いますが、やはりまだ十分でないところがありましたので、もう１回見ていただいて、皆さんからも御意見を頂いたらよいかなと思います。その他はいかがでしょうか。

○杉寄委員 ２２ページや３７ページに地域支援ネットワークという言葉が出てきますが、関係している人たちは分かるのですが、普通の人を読んだら、どういう会議でどういう団体なのかということが分からないので、用語集に入れて意味を説明してほしいです。

また、３３ページに、「基本目標２ 活動する」の「目指すべき姿」として「みんなが地域活動に関われるまち」という言葉がありますが、ここは「みんながみんなのために地域活動に関わるまち」としてはいかがでしょうか。

○豊田委員長 より能動的に我々が関わっていくまちをつくるということですので、その表現の方がよいのではないかと思います。また、先ほどの地域支援ネットワークという言葉についてですが、実際に会議としてやっているものもあると思うので、それはきちんと説明したほうがよいと思います。ネットワークに関する言葉は、いくつか出てくるので、そこを拾い上げて、必要なものについては、用語集に含めて説明していただければと思います。

○石井委員 用語集については、今日の資料にはありませんが、出していただいたものを見てから、話をした方がよさそうですがいかがでしょう。

○豊田委員長 次回会議の前に皆さんに見ていただいて、いろいろな提案を頂いた方が分かりやすいかもしれないので、それを早めにやれるようお願いしたいと思います。他にはよろしいですか。

○尾上委員 ３２ページの「基本目標１ つながる」の「各主体に期待される役割や取組み」の「商店・企業等」のところに、「従業員の多様性の理解を促進する」と「個々の特性や事情に配慮したサービスを提供する」という記載があります。これは、その商店・企業等を利用するお客さんや利用者が持つ多様性に対する、従業員の理解を促進するという意味かと思いますが、商店・企業等の従業員の側にも特性を持った方などがいらっしゃるの、働いている人たちの特性も理解するということも入れていただきたいなと思います。

○豊田委員長 事務局としてはどのような意味で記載していましたか。

○下村課長補佐 尾上委員の御指摘のとおり、従業員の方が、お客さんの多様性を理解したうえで接客するようなイメージを持っていました。ただ、おっしゃるように、働いている人たちも様々なバックボーンを抱えていますので、そういったところも含めて、多様性の理解を促進することが必要になってくるのではないかと、今、改めて思ったところですよ。特にこの多様性の理解の促進というのは、いろいろなところに通ずる話で、一人一人の意識の部分が、その地域全体の土壌になるようなところもあるのではないかと思いますので、そこら辺の言葉を大事に、もう少しきちんと伝わるように、表現を見直していきたいと思います。

○豊田委員長 具体的な例としては、買い物に来た認知症っぽいお客さんを気づかったりということですよ。それに加えて、従業員の方の特性にも配慮するというような書き方をお願いできればと思います。他にはいかがですか。

○石井委員 47ページの「第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」の主な取組みに「地域における理解の促進や関心を醸成するための周知啓発活動」という項目があります。この内容について、どうも今まで中身がよく分からないと感じていたのですが、先日、民生委員の研修会で、横浜法務省少年支援センターの鍛冶さんという方のお話を伺ったので紹介したいと思います。この方は、茅ヶ崎市地域福祉委員会の議事録を読んでおられて、我々の議論の中であった、対象はどういう人たちなのか、我々は何をすればよいのかといったことについて、先生なりに考えて説明してくださいました。

対象者については、全体を一つとして考えるのではなく、年齢などで段階的に対象者をうまく分けていったら分かりやすくなるのではないかという話がありました。見守る対象としては、日頃の活動の中で支援をしてきた人たちを、民生委員や自治会で、普通に接して見守っていけば、それで十分ではないかという話がありました。

それから、我々は何をすればよいのかということでは、我々が社会の中、地域の中、地区の中で、どのようなかたちで子どもたちを見守っていけばいいのか、これを十分に考えていくことによって再犯防止ができるのではないかという話がありました。

○豊田委員長 石井委員としては、そういう視点も含め、再犯防止推進計画を加筆した方がよいとお考えですか。

○石井委員 ここは大事なところですので、簡単にしないで、もう少し文章を加えて長くしていただきたいというのが希望です。

○豊田委員長 ここは今までも議論があったところですので、もう少し厚みを持たせた内容になるよう検討をお願いできればと思います。2部についてはよろしいでしょうか。

最後に資料編について、これは載せたほうがいいのか、今書かれているものの中で何か御質問等あればと思いますがいかがでしょうか。用語集は先ほどの話にありましたが、早めに皆さんにお見せして内容を精査していただくということになるかと思います。

それでは、今、一通り、皆さんから御意見を頂きましたが、最後ここについてということがあれ

ば、もう一度お伺いしたいと思います。

○岡崎委員 ちょっと知りたいのですが、地域福祉プラン２の取組みはすべて実施されたのでしょうか。計画の取組みがすべて実施されたのかということも、指標の一つとして挙げられるのではないかなと思うのですがいかがでしょう。

○下村課長補佐 地域福祉プラン２も地域福祉プラン３も、地域共生社会を実現するための基本目標、「つながる」「活動する」「支え合う」に向けた、基本的な方向性や主な取組みを示すものとしております。前計画で掲げた主な取組みに関して、どのような事業が実施されたかにつきましては、第１部「前計画の振り返り」の中の「これまでの取組み」に記載しております。例えば「基本目標２活動する」でしたら、２３ページに、「地域の活動にかかる情報発信」「できることを活かせる地域づくり」「担い手の育成・支援」という三つの方向性ごとに、情報発信でしたらインスタグラムやYouTubeの活用ですとか、福祉マップ作りとか、具体的に実施した内容を掲載しています。なので、地域福祉プラン２の取組みは、すべて実施してきているというのがお答えになるのではないかと思います。

○豊田委員長 主な取組みに関連する事業を一つ一つ挙げると、関係課が実施するものなど含め、全市的なものになるところがあります。主だった取組みということで、どのような書き方をするのかということではありますが、岡崎委員のような疑問も出てくるかと思います。

重点的なものに関しては、この委員会のメンバーには事業計画を示すことが必要かもしれないし、計画の進捗管理では、そこの部分を紹介していかないと、ここはこんなに伸びましたと言にくいところがあるかもしれません。定量的に示すのは難しいかもしれませんが、定性的にこんな動きがありますとか、多分、SNSでの発信などは今後どんどん変わってくると思いますので、今までやってきたことがこんなふうに変わっていますとか、そういうことを委員会の場でお伝えいただいてもいいのかなと思います。計画に書き込めるものと、進捗管理の中で御報告いただくものとあると思いますが、皆さんに意見を言っていただくというところでは、出すものは出していただいて、出し方をちょっと工夫されるといいかなと思いました。

○島村委員 第１期の地域福祉プランのときは、多分年に１回、報告会のようなものがあって、地域福祉プランの概要を説明して、それから、市社協ではこんなことをやりましたとか、どこかのグループではこんなことをやりましたという、具体的な発表があったと思います。ただ、それを計画書にするには非常に難しい部分があるので、今委員長が言われたように、この委員会の中で事例集的なものが出せれば、委員の皆さんに分かりやすいのではないかと思います。市社協の取組みとか、市の取組みとか、商店とか団体の取組みもあると思います。全部は難しいので、いくつかピックアップするかたちでよいと思うので、御検討いただけるとよいと思いますがいかがでしょうか。

○豊田委員長 確かに昔は、地域福祉活動研究大会だったか交流会だったか、分庁舎の上でやりましたね。毎回１００人、２００人ぐらいの方たちがいらっしゃって、活動報告とか、ポスターセッションみたいなグループ紹介とか、パンフレットを置いて自由にPRしてもらったりとかしていたんです

ね。結構それが交流の場になったり、他団体がこんなことをやっているんだという気づきになったりしていたのですが、多分コロナでやめてしまったんですね。それをまたすぐここでやれというわけではないのですが、皆さんに知ってもらおうという点では一つの手段かなと思いますので、今後検討していただいてもよいかなと思いました。

他に御意見等なければ、頂いた御意見を反映して、次回委員会で答申案としてお出しただいて、また御意見を頂くということにさせていただければと思います。それでは、議題4のその他について事務局から説明をお願いします。

【議題4 その他】

○下村課長補佐 様々な御意見を頂きありがとうございました。昨年度から今年度にかけては、計画策定に注力していたこともあり、これまで取り組んできたことに関して、きちんとお伝えしきれていなかったというところは反省点です。昨年度は計画策定に際して、市内13地区で地域福祉をテーマに意見交換会させていただきましたが、地域の方が非常に精力的にいろいろな活動に取り組まれていることをすごく感じられました。そういった地域の方とお話をする機会で、地域福祉プランの話ですとか、今までやってきていただいている活動の話というのをさせていただくことが、計画の浸透にもつながっていくのかなと思いますので、そういったところは検討して、できるところから進めていきたいなと思ったところでございます。ありがとうございました。

では、最後にその他として、今後の流れについて説明をさせていただきたいと思います。

資料2、A4サイズ横向きのスケジュール表をお手元に御用意いただければと思います。

表面は直近7月から10月の答申までのスケジュールを示したものでございます。

上段に①「本日」と記載があるのが、本日の地域福祉推進委員会です。本日は事務局で作成しました、地域福祉プラン3の素案（案）について、様々な御意見を頂いたところでございます。本日皆様から頂いた御意見を踏まえて、こちらの案を事務局で修正し、②の次回会議で答申案としてお示したいと考えております。スケジュールの8月の欄に「各会議からの意見の反映」という点線の囲みがありますが、本日の地域福祉推進委員会の他、8月には市の内部会議であります地域福祉推進調整会議、市社協さんが事務局となっている地域福祉活動計画推進委員会が開催されます。そちらの会議から出た意見も合わせて、資料でいうと、①の矢印の期間に修正を行って、8月末を目途に修正版の素案（案）を一旦完成させたいと考えております。資料でいうと②の「素案（案）〈修正版〉」と書いてあるところでございます。この修正版の素案（案）について、次回10月中旬の会議で御審議いただき、答申案を固めていただく流れとなりますが、御意見を頂く機会が次回の会議だけとなりますと、十分な議論ができないのではないかなという懸念がございます。そこで②の「素案（案）〈修正版〉」につきましては、できた段階で皆様に送付させていただき、その段階でメール等にて御意見を頂き、それを踏まえて修正を加えて、次回の会議で御審議いただくと、よりよいものができるのではないかなと考えております。資料で言うと③④の矢印の部分になります。9月上旬に本日頂いた御意見を含め

た修正を加えた修正版の素案を皆様にお送りしたいと思います。9月の中旬頃までに皆様からの御意見を個別に事務局の方にお寄せいただきます。これが③の矢印の期間でございます。皆様から頂いた御意見については、④の矢印の期間で反映させていただきまして、修正した素案については、次の会議の資料としてお示しし、そこで答申案として最終的な審議を行っていただきたいと思いますと考えております。第2回地域福祉推進委員会後の細かい修正については、委員長と事務局に御一任いただきまして、10月末には、スケジュールの右下の⑤にありますように、地域福祉推進委員会から市長へ答申を頂くという流れを考えているところです。委員の皆様におかれましては、非常に御負担をおかけする部分があるかと思いますが、答申に向けたスムーズな審議のため御協力をお願いいたします。

裏面では、年度末の計画公表までのスケジュールを示しています。スケジュール下段に⑤⑥⑦の矢印がございます。10月末の答申後、11月から12月にかけて庁内の調整会議、議会への説明を行い、12月の中旬までに計画の素案を確定させていきたいと思っています。さらに12月の中旬頃から1月にかけてパブリックコメントを実施して、市民の皆様からの御意見を頂きます。その後パブリックコメントを踏まえて素案を修正し、パブリックコメントの結果については、市のホームページで公表します。今年度最後の第3回の地域福祉推進委員会については、④にありますように、3月中旬を予定しておりまして、ここでパブリックコメントの実施結果、それから最終的な計画について御報告をさせていただきたいと考えております。パブリックコメント結果を反映後、計画については印刷をして、最終的には令和8年3月末に完成するという流れで進めていきたいと考えています。

以上、今後のスケジュールについて説明をさせていただきました。引き続き御協力を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○豊田委員長 ありがとうございます。議題4その他ということで、今後のスケジュール案について説明いただいたわけですが、スケジュールにつきまして皆さんの方から何か御質問等ございますでしょうか。一応この後も2回ほど、またお集まりいただいて、最終的に3月中旬に確定版が皆さんにお披露目される、その間に答申があったりとかパブリックコメントをやったりってことにはなりますが、引き続き皆さんから御意見を頂く場を設けていきたいと思いますので、御協力の方よろしく願いしたいと思います。

皆さんから特になければ、事務局からその他連絡事項等あればお願いしたいと思います。

○下村課長補佐 長時間にわたりありがとうございます。次回委員会は先ほどお伝えしたとおり10月の中旬を予定しております。後日、日程調整の連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。9月上旬には皆様から頂いた御意見を反映した修正版の案を送付させていただきます。お忙しいところ、大変恐れ入りますが、御確認いただき次の会議に先立ち、御意見をお寄せいただけると大変ありがたいと思います。

また、議題2で御案内した会議録については、9月の中旬頃に送付させていただく予定でありますので、御確認いただければと思います。事務局からは以上でございます。

○豊田委員長 ありがとうございます。それでは長時間にわたりまして本日は御議論いただきまし

てありがとうございました。これをもちまして、令和7年度第1回茅ヶ崎市地域福祉推進委員会を終了したいと思います。

以上